

平成21年7月27日

知床五湖の利用あり方協議会

構成メンバーのみなさま

## ヒグマ対策ができるガイドなのか、 ガイドがヒグマ対策をするのか

～知床五湖の利用システムと職業ガイドの関係～

北海道山岳ガイド協会 知床地区連絡調整室 滝澤 大徳

自然環境の保全や安全な利用についての地域におけるルールやシステムがある場合、それを尊重し遵守することはガイド業を生業とするものにとって基本的なことである。が、そのルールなどが一部の利害関係者による資源の囲い込みであったり自由な参入を妨げるものであった場合、北海道山岳ガイド協会はこれに強く意見することとし、これまでも行動してきている。

知床五湖の利用のあり方協議会でのガイド認定とその運用が始まった。今年度は実験ということだが、異論が出なければ次年度以降もこのコントロールシステム認定ガイドの応募条件を継続することと聞いている。

協議会ではガイド認定を受ける三点の条件が挙げられている。

- ・ 昨年1年間で、有償でのガイド活動を100日以上経験していること
- ・ 昨年1年間で、知床五湖における有償でのガイド活動が30日以上あること
- ・ 事故発生時の責任対応のために、1事故について3億円以上の賠償責任保険に加入していること

知床五湖利用コントロール導入「実験」を行うにあたり、現状では経験を蓄積してきた地元の自然ガイドが中心的な役割を担うことについては理解できるが、今回の認定条件を継続することは、従来より知床五湖を中心に活動してきた主に斜里町内の一部のガイド事業者を保護し、認定条件をクリアできる人材育成を理由に将来まで延びる既得権益のルールを敷いたともいえる。この三点の条件を表面的に判断しただけでも、一部の事業者の独占であり、他地域からの、そして新規の参入が困難である以上、問題があるといえる。

これまで遭難の危険性や自然環境の保全を理由とした全面的な入山規制や立入制限を

設けられた例は多くあるが、官公庁も加わった協議会により排他的な施策が行なわれようとしていることは残念でならない。そしてこのことは知床一地域の問題では終わらずに、全道、全国で同様な施策が行なわれるのではないかという危惧を抱かざるを得ない。

いわゆる「ガイド」という職業についての理解やイメージが共通化されていないことは5月1日付の文書で述べた。協議会構成員にしても、北海道アウトドア・ガイド資格認定制度に関しては認知されているが、日本山岳ガイド協会の資格制度についてはほとんど認知されていなかったであろう。そしてガイドの活動形態もどうしても地元ガイドの知床五湖やフレペの滝を中心としたものが目につくことはしかたがないことである。実際には斜里町周辺はもちろん、道内各地、全国からクライアントと共にやってくる、いわゆる「外から来ているガイド」が多く活動している。

コントロールシステムが運用されれば、このようなツアーに同行するガイドの上位に位置する形で引率者＝システム認定ガイドが付くこととなる。このままの形で運用された場合、同行ガイドの他に発生するシステム認定ガイドの料金の問題や、ツアーガイドと認定ガイドというダブルスタンダードによる指揮系統の混乱が予想されるなど種々あるが、特定の同行ガイドと行動したいというクライアントの要望についてどのように対応するのかという点についても議論が必要であろう。

このような要望ができることはシステム認定ガイドについてもいえるのだが、現状のシステムではガイドはそのパーツでしかなく、ガイド一人一人が個性を持った存在であるという視点が欠如している。質の高い自然体験の提供やガイドの地位向上につながるとはいえないであろう。

このことはコントロールシステムにおいて認定ガイドに求められている資質や技術が、職業ガイドと同等なものが求められているのか、ということでもある。

日本山岳ガイド協会や北海道アウトドアガイドの資格があるからといって知床五湖のガイドができる、とは言わない。だが、今回のシステム認定ガイドが知床五湖以外のガイドができる、とも言えない。そもそも知床五湖のコントロールシステムのための認定であるから当たり前と言えれば当たり前であるが、どうか誤解のないようにしたいのはそのような者がいるとかいないとかではなく、現行のシステムでは職業ガイドの資質や技術のない者でも認定を受けることが可能であるということである。

090219知床五湖の利用のあり方協議会の資料4で【引率者（ガイド）に求められる資質】が列記されているが、これは「資質」ではなく、いみじくも見出しにあるとおり「技術」であり業務内容といえる。コントロールシステムのスタッフとしての業務だけであれば、必ずしも職業ガイドが就業しなければならない必要性は見いだせない。

既述の同行ガイド、また、これまでも協議会の中で出てきた地元の住民の利用に配慮するなら、自然環境への配慮とヒグマ対策の最低限の機能に絞った、水先案内人、タイム&

ペースキーパー、アドバイザー的なスタッフを設定することも考えられる。このスタッフはヒグマ活動期の引率者＝認定ガイドに変わるだけでなく、植生保護期や自由利用期のレクチャーやパトロールなどの業務に携わることで、半年以上の雇用期間を確保できる。教育や訓練の面でも新たな雇用の創出にもなるであろう。

そもそも北海道山岳ガイド協会がこのことに関わることとなったのはコントロールシステムのガイド認定にあたり、引率技術の確認を依頼されたことによるが、職業ガイドレベルのスキルを求めるのなら「第三者にも分かりやすい明確な基準に基づく合否判定を経て認定する」（090219知床五湖の利用のあり方協議会の資料4）という以上、環境省所管特例民法法人である社団法人日本山岳ガイド協会や、北海道自体が推進している北海道アウトドアガイドのガイド資格は前提となってしかるべきであり、積極的に検討、推進すべきであると考え。なお、環境省においては日本山岳ガイド協会の認定ガイド資格とエコツーリズム推進法などで生じている各地域独自のローカルなガイド認定の整合性を図る必要もあるであろう。

日本山岳ガイド協会の資格であればガイドを生業とする者しか認定されないため「100日以上」という条件と、「賠償責任保険」の条件はこれに代るものであるとも言える。

ヒグマ対応に関しては財団法人知床財団の研究の成果が反映されること考えるが、知床地区のみならず北海道で活動するガイドにとって必携の技術であることから、学習する機会を設定していただきたいものである。いわゆる外から来ているガイドであってもヒグマ対策のスキルを身につけたガイドが増えていくことで知床五湖コントロールシステムの負荷が軽減されるとは考えられないだろうか。コントロールシステム自体も退避や誘導、無線運用などには現地に精通している必要から「30日以上」の条件がついたものと思うが、これらこそシステム化することで研修などで修得可能なスキルであると考え。

その他、システム運用にあたって想定される問題点を述べる。

コントロールシステムを運用する場合、旅行代理店やガイド事業者など関係諸機関、団体への周知は速やかかつ広範囲に行われるべきである。

特に利用者数の制限が行われている期間において、遊歩道利用を説明していた場合、これまでのようにヒグマの活動により立ち入りできなかったという不測の事態ではないわけであるから、利用することができなくなった場合は、事前の説明内容と異なったり目的地の変更という契約内容の変更ということで、損害賠償請求や旅行業約款による変更保証金の対象になるとも考えられる。

また、羅臼岳登山のガイド付きツアーなどは知床五湖にも立ち寄る計画が多いし、荒天時の代替案として知床五湖に期待してきた。これまでのように登山ができなくなったから、

観光船が欠航になったからという理由で知床五湖を代替にする場合は実質的に高架木道の選択となるだろう。延長により魅力を増加させることが考えられているが、このこともより具体的でわかりやすく周知を図っていく必要がある。

ガイドにあたっては危険を予測し排除、回避する責任がある。落石や雷や雪崩なども予測し回避しなければならないことは刑事、民事の判例からも明確となっており、ガイド技術として研究、実践されている。しかしヒグマに関して科学的にガイド技術として研究、確立されたものは日本山岳ガイド協会では存在しない。その意味で知床五湖という限られた地域とはいえ、ヒグマとの遭遇を前提とした利用とその対応方法を確立しようという協議会の試みは英断といえる。

コントロールシステムを運用するということは協議会は必然的に安全配慮義務が生じる。事故に関してはそれぞれ個別に対応されることはもちろんであるが、システム管理者としての協議会の責任の明確化が求められると考えられる。

ガイド業において安全管理はガイド料の対価としてクライアントに提供する要素の一つである。安全管理の前提は、その危険性をガイド自身が把握することはもちろん、クライアントにも共通の認識に立ってもらい、自らの安全管理の徹底を図ってもらうことになる。

知床五湖にあっては性別、年齢、構成、目的などが異なる不特定多数の者に平等に利用の機会を与えようとするために各人の安全対策の立ち位置が不明瞭になっている。自らの安全管理を徹底させる仕組みづくりこそが本来必要なシステムである。これこそが知床が世界自然遺産として世界的に訪れる価値を持つ仕組みとなり得ると信ずる。

- ・ガイド付きのグループ、地元の住民利用のために、自然環境への配慮とヒグマ対策の最低限の機能に絞ったスタッフの設定
- ・スタッフ自身はもちろん、教育や訓練の面でも新たな雇用創出
- ・引率者＝認定ガイドに職業ガイドと同レベルのスキルを求めるのなら有資格ガイドとすることが明確な基準の一つである
- ・ヒグマ対策の学習機会を設定するべきである
- ・旅行代理店やガイド事業者など関係諸機関、団体への周知は速やかかつ広範囲に行われるべきである
- ・事故発生時の協議会の責任を明確にする必要がある

- ・利用者自らの安全管理を徹底させる仕組みづくりが本来必要である

北海道山岳ガイド協会では安全登山と職業人としてのガイドの地位向上のために活動しています。ご質問やご不明の点がございましたら遠慮なくお問い合わせください。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ご質問、お問い合わせ先

北海道山岳ガイド協会 知床地区連絡調整室 滝澤大徳

(日本山岳ガイド協会 公認 登山・山地ガイド)

〒099-4122 北海道斜里郡斜里町峰浜54番地3 知床山考舎

TEL&FAX: 0152-28-2977

e-MAIL: sanko-sha@muratasystem.or.jp

北海道山岳ガイド協会 事務局

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西6丁目 一閣ビル2F

TEL: 011-261-2275 FAX:011-261-2019

e-MAIL: info@hmga.org

ホームページもご覧下さい

北海道山岳ガイド協会

<http://hmga.org/>

日本山岳ガイド協会

<http://www.jfmga.com/>